

令和7年8月29日
人 事 課

福井県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

1 楽旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 概要

(1) 部分休業制度の新たな形態が追加されたことに伴う規定の整備

(改正前)

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと



(改正後)

いずれかを選択して取得可能

- ① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
- ② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

(改正イメージ)

【現行】

2 h (30分単位)	
----------------	--

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h (30分単位)	
----------------	--

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

1日の取得も可(1時間単位)

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

(2) 育児に係る両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備

- ・妊娠、出産または3歳に満たない子を養育する職員に対して、両立支援制度等に関する周知・意向確認等を任命権者が行うことを義務付け

(改正する条例：3本)

- ・福井県職員の育児休業等に関する条例
- ・福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例

○施行日 公布の日から施行（令和7年10月3日を予定）